

2012年 7月27日

No.157

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

消費増税やめて、資産課税強化を【又市副党首】 ⇒【安住財務相】議論が必要だ。H25年以後改正？

又市副党首は26日(木)の「社会保障と税の一体改革特別委」で再び、民自公三党修正案(消費増税だけ活かし、社会保障や他の税の強化はすべて棚上げ)を厳しく批判し、株取引、大口の証券取引・利子等の累進税化を安住大臣に求めました。

又市副党首は「《7日の公聴会を終えれば本会議採決》という民自公の駆引きに委ねず、他の全野党で不信任案を出し、廃案に持ち込もう」と呼び掛けを強めています。

Q. 「富裕税」 又市副党首: 消費税増税でない道を切り開こうと「富裕税」の主張がある。例えば1億円に1%課税なら20兆円だ。フランスでいま、やっている。【答. 安住財務大臣: 承知しているが資産の把握が難しい。】

Q. 金融資産の現況 又市副党首: かつて「一億総中流」と言われた日本は消滅して、一部の人に資産が集中している。生活に使わない余剰資産は、社会に還元すべき。家計の金融資産1500兆円は誰が、何を持っているか。【答. 藤田副大臣: 現金・預金が835兆円で55%。株・投資信託・国債などは高所得者に限られる。】



資産格差は貯金50倍、株660倍

Q. 最下層と最上層では資産に大差が 又市副党首: 最近では貯金が全然ない家計が2割もあることを忘れてはいけないが、「低い層」では、資産といっても、生活のためいつでも崩せる現金か預貯金で精一杯だ。貯蓄では、第1分位が1世帯105万円に対し第5分位は5167万円です50倍。株式では、第1分位が1世帯1万円に対し上第5分位は662万円です660倍の格差。税金は正しく、つまり累進的に掛けられていない。【答. 安住大臣: 税率は所得額に応じ累進にしている。ただし今の刻みは問題だ。富裕層にお願いしなくては。】〔注: 「分位」は世帯数を20%ごと区切る〕

Q. 高額所得者ほど、「分離課税」などで税を逃れている 又市副党首: 申告所得税が、所得2000万円を超える階層では負担率の上昇はゆるやかになり、さらに所得5000万円を超えると、負担率は逆転する。5000万円超の世帯では、所得の31%がこうした不労所得だ。さらに別途、源泉分離課税があって、実質の税率はもっと低い。【答. 主税局長: 利子、配当、株の譲渡益には、源泉徴収(10%など軽い税率)があり、給与所得1000万円の人で株譲渡益が100万円あれば、分離課税により21万5千円軽くなる。】【答. 安住大臣: 金融資産の暫定10%は、H25年に20%に戻す。】

Q. 総合課税か、富裕税を。相続税も 又市副党首: 民自公3党は、高額所得者への課税強化、応能課税について修正案で延期したが、源泉分離課税をやめて総合課税にするか、「富裕税」を復活するかだ。消費増税は撤回せよ。